

安全ガイドライン

PART 1. はじめに

当連盟は、プロレスリングの水準、認知度及び社会的信用の向上並びにプロレスリング文化の普及を目指すため、プロレスリングにおける安全確保の措置を最重要課題の1つとして認識しています。

プロレスは、激しい身体的接触を伴う闘いであるからこそ、選手の怪我を可能な限り予防し、重篤な怪我を防止するために最大限努力することは各会員の責務であると考え、このガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）を制定します。

当連盟の正会員は本ガイドラインを遵守し、賛助会員は本ガイドラインを最大限遵守できるよう努めるものとし、当連盟は、全ての会員に対し本ガイドラインの遵守に向けた適切な対応を求めます。

PART 2. 定義

本ガイドラインにおいて、以下に定められた用語は、以下の意味を持つものとします。

- ・ 「会員」とは、当連盟における正会員又は賛助会員をいいます。
- ・ 「団体」とは、正会員又は賛助会員が主催するプロレスリングの団体をいいます。
- ・ 「メディカル担当」とは、安全対策業務を行う担当者をいいます。
- ・ 「選手」とは、団体においてプロレスリングの試合を行うプロレスラーをいいます。
- ・ 「レフェリー」とは、団体においてプロレスリングの試合を裁定する者をいいます。
- ・ 「リングドクター」とは、団体における選手の負傷に対応する医師をいいます。

PART 3. 安全管理体制の整備

1. メディカル担当の設置義務

正会員は、各団体において1人以上、メディカル担当を指定するものとします。メディカル担当は、救命講習を受講するなど、常に自らの救急対応の知見の獲得、研鑽に励まなければなりません。各団体は、自らが主催又は共催する全てのプロレスリングの興行について、会場内にメディカル担当を常駐させるものとします。メディカル担当は、選手について専門医の治療が必要と判断した場合又は選手が受診を希望した場合、可能な限り速やかに選手に医療機関を受診させるものとします。

2. リングドクターの駐在努力義務

各団体は、いわゆるビッグマッチ（①主要な王座・選手権等が懸けられた試合若しくは②1000人以上の観客の動員が合理的に見込まれる試合）又は通常のプロレスリングルールと著しく異なるルールで、かつ、選手の肉体的負担が増大する試合を含む大会には、リングドクターを常駐させ、又は直ちに臨場できるよう努め、選手が直ちに適切な治療を受けることができる体制の整備のために最大限尽力するものとします。

3. 団体による体調管理

各団体は、体調の優れない選手を練習させ又は試合に出場させないよう、十分注意するものとし、また、選手に対しそのような場合は練習や出場を控えるよう指導します。最終的な試合出場可否の判断は当該選手、団体、メディカル担当及びリングドクターが協議の上、必要に応じて外部の医師等専門家とも相談し、専門家の意見を最大限尊重の上慎重に行われるものとします。

各団体、メディカル担当及びレフェリーは、試合中であっても、選手において頭部又は頸部外傷、心停止、熱中症その他の重篤な怪我・病気を窺わせる症状がみられると判断した場合、直ちに試合を中止します。この場合、団体は当該選手に直ちに適切な検査を受診させるものとします。

PART 4. リングの確認、医療機関との連携

1. リングの確認

各団体は、全ての興行において、リングその他興行又はプロレスリングの試合に使用される器具について欠損等がなく、安全に試合を行える状況であることを確認するものとします。各団体は、欠損等の可能性のあるリングその他の器具を使用してはなりません。

2. 医療機関との連携等

各団体は、全ての興行において、以下の確認措置を行わなければなりません。

- ・ 重点大会の主催地域におけるコールセンター又は最寄りの救急病院の確認
- ・ リング内から会場外に搬送する場合の救急経路の確認

PART 5. 事故後の対応

団体は、自らのリングで怪我を負い又は疾患を発症した選手に対し、合理的な経済面及び医療面のサポートを行わなければなりません。

団体は、怪我又は疾患の原因となった試合に関与した選手、レフェリー、メディカル担

当、リングドクターその他の当事者（以下「事故等関係者」といいます。）に対し、速やかに事故の状況その他の報告を求め、怪我を負った選手の治療に最大限協力すると共に、原因の究明及び再発防止のための方策を検討するものとします。また、団体は、当該報告を行ったことを理由に、事故等関係者に対し不利益な処分を課してはなりません。

PART 6. 安全管理に向けた取組みの継続と実施

1. メディカル担当の知見の向上・共有

メディカル担当は、当連盟が行う安全対策のためのセミナー等を定期的かつ継続的に受講します。また、メディカル担当は、当連盟が主催する報告会に継続的に出席し、自らの担当する団体において、直近で起こった重篤な事故の内容につき各団体に報告し、共有するものとし、団体はこれに最大限協力します。

2. 各団体における再発防止策の策定等

各団体は、メディカル担当による団体間の知見の共有について最大限協力するものとし、また、その結果を踏まえて、常に自らの団体における再発防止策の策定・改善に努めなければなりません。

ガイドライン策定日：2025年6月11日